

1. 概要

- 国土: 約33万平方km²(日本の約0.9倍)
 - 緑地面積は約20万9千km²で
- 人口: 約2,831万人



Internal Renewable Water Resources (IRWR), 1977-2001, in cubic km	Malaysia	Asia (excl. Middle East)
Surface water produced internally	566	10,985
Groundwater recharge	64	2,472
Overlap (shared by groundwater and surface water)	50	2,136
Total internal renewable water resources (surface water + groundwater - overlap)	580	11,321
Per capita IRWR, 2001 (cubic meters)	25,178	3,241
Natural Renewable Water Resources (includes flows from other countries)		
Total, 1977-2001 (cubic km)	580	X
Per capita, 2002 (cubic meters per person)	25,178	X
Annual river flows:		
From other countries (cubic km)	X	X
To other countries (cubic km)	X	X
Water Withdrawals		
Year of withdrawal data	1995	
Total withdrawals (cubic km)	12.7	X
Withdrawals per capita (cubic m)	636	X
Withdrawals as a percentage of actual renewable water resources	2.5%	X
Withdrawals by sector (as a percent of total) (a)		
Agriculture	77%	X
Industry	13%	X
Domestic	11%	X
Desalination (various years)		
Desalinated water production (million m ³)	0	X
Freshwater Fish Species, 1990s		
Total number of species	449	X
Number of threatened species	14	X

水に関する基礎データ

2. 特徴

- 地理・気候
 - 北部は山間部で、夏季は高温・乾燥、冬季は温暖・多雨
 - 中央平野部は高温・乾燥、南部は半乾燥性でサハラ砂漠に続く
 - 年間平均降水量は207mm(日本の平均は約1,700mm)
 - 地中海生気候の北部では年平均降水量が1,500mm以上となる地域があるのに対し、サハラ気候の南部では100mmを下回る地域もある
- 経済情勢
 - GDPは約2214億米ドル(約20兆円)
 - 製造業が26%で最も多く、卸売・小売業・ホテル・レストラン(15%)、金融・保健・不動産・事業所向けサービス(14%)
- 水資源管理制度

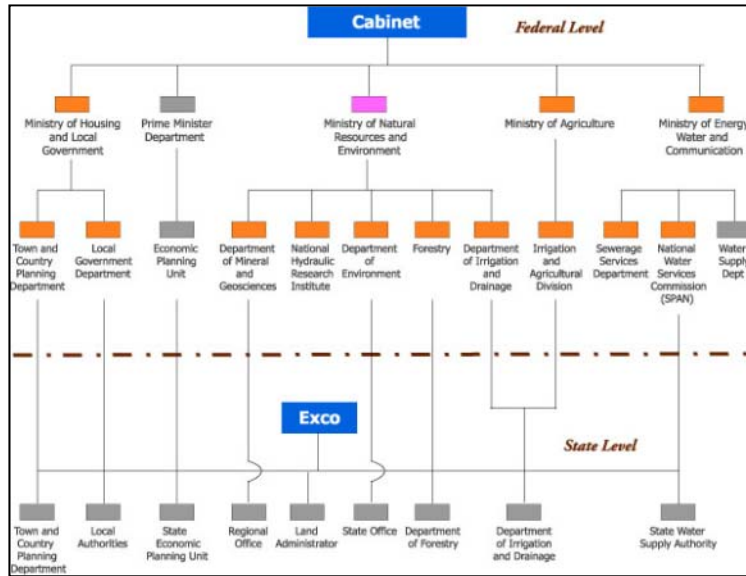
マレーシア憲法では、土地・鉱物・森林・水などの天然資源に関係する事柄は州の権限下にあると定められている。州を越境する河川流域で問題が起きた時のみ、水は国レベルの問題になる。州政府は水の管理の権限を持っている。マレーシアでは、56の給水用ダムがあり、11の貯水池も水供給が目的である。水資源開発は生活用水・工業用水・灌漑用水・水力発電など分野別に、かつ一方的に各担当機関によって実施されている。水関連の法律は様々な水関連の政府組織によって実施されており、各担当機関がそれぞれ水資源の有限性に焦点を当てている。
- 流域管理
 - 総合的流域管理事業

この総合的流域管理事業にはマレーシアの189の河川流域のため策定されたマスタープランを包含している。この事業は主にSungai SelangorとSungai Kedahの2河川で実施される。この河川は異なる管理方法ということで選ばれた。というのも、Sungai Selangor流域はLUA Sというひとつの機関によって管理されている。一方、Sungai Kedah流域は関連機関委員会によって管理されている。また、Sungai Selangorは主に生活・工業用水と供給しており、Sungai Kedahは主に灌漑部門を担当している。
 - 環境法

内陸の流域管理について定めており、内陸河川の汚染を制限したり、周囲水や排水基準を規定している。

3. 水に関する行政機関

- 2004年3月27日に連邦省庁が大幅に改編され、従来は農業省の下にあった、河川を所掌する灌漑排水局 (Department of Irrigation and Drainage: DID) が、天然資源・環境省に移り、河川水資源官庁として強化された



4. 水質管理制度

①水法Water Act 1920(1989年改正)

河川への汚染物質排出禁止を規定している。有益な河川利用のために、その河川を利用する業者に対して、公衆衛生・安全・福祉・動植物などに対して、有害な影響を与えるもしくは与える恐れがある、あるいは与える可能性があるいかなる有毒物質・汚染原因の排出禁止を定めている。

②環境法Environmental Quality Act 1974(1985年に改正)

汚染の防止、軽減、規制そして環境対策への強化に関連する法律である。

Class	Uses
CLASS I	Conservation of natural environment water supply 1 - practically no treatment necessary. Fishery 1 - very sensitive aquatic species
CLASS IIA	Water Supply II - conventional treatment required Fishery II - sensitive aquatic species
CLASS IIB	Recreational use with body contact
CLASS III	Water Supply III - extensive treatment required Fishery III - common, of economic value, and tolerant species livestock drinking
CLASS IV	Irrigation
CLASS V	None of the above